平成２５年（フ）第２２０２号
名古屋市中区門前町１番60号　アーバニア大須1221号
債務者　宮谷　　努
1　決定年月日時　平成25年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上田　敏喜
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月15日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年４月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２２５０号
愛知県知多市八幡新町１丁目12番地の15
債務者　樋口　昌孝
1　決定年月日時　平成25年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　樋田　安央
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月16日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年４月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２５４号
三重県桑名市大字福島857番地
債務者　伊藤　發文
1　決定年月日時　平成25年12月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　横山　慶志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月24日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年４月10日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２５年（フ）第２５５号
三重県桑名市大字福島857番地
債務者　伊藤　篤枝
1　決定年月日時　平成25年12月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　横山　慶志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月24日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年４月10日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２５年（フ）第２５６号
三重県桑名市大字福島857番地
債務者　伊藤佐知子
1　決定年月日時　平成25年12月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　横山　慶志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月24日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年４月10日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第７６９号
仙台市青葉区旭ケ丘１丁目41番１号　アイショウヴィラ台原102
債務者　渡邊　道美
1　決定年月日時　平成25年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第４２８号
茨城県那珂市後台2242番地１
債務者　峯島　誠次
1　決定年月日時　平成25年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月24日まで
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第４３０号
茨城県小美玉市納場739番地５　常陽テラス２号棟101号、前住所茨城県小美玉市栗又四ケ2106番地３
債務者　松田　　慶
1　決定年月日時　平成25年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月24日まで
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第４３２号
茨城県水戸市千波町96番地の１　穴山住宅
債務者　米沢　　進
1　決定年月日時　平成25年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月24日まで
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第４４３号
茨城県水戸市堀町920番地の１　まごころの家、前住所茨城県水戸市見和２丁目186番地の18　ヴェルデリーオ102号
債務者　中山　幸枝
1　決定年月日時　平成25年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月24日まで
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第４５１号
茨城県東茨城郡城里町大字上阿野沢594番地の７
債務者　杉本　秋子
1　決定年月日時　平成25年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月24日まで
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第４５７号
茨城県ひたちなか市大字馬渡2655番地33
債務者　淺岡　明美
1　決定年月日時　平成25年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月24日まで
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第４７３号
茨城県水戸市栗崎町1603番地の１
債務者　大森　実花
1　決定年月日時　平成25年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月24日まで
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第４５０号
金沢市十一屋町13番４号　ビーチ１―303号、従前の住所金沢市浅野本町２丁目19番20号
債務者　新田　秀尚
1　決定年月日時　平成25年12月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月24日まで
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第４５２号
金沢市涌波４丁目11番17号
債務者　中坊かおる
1　決定年月日時　平成25年12月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月24日まで
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第２１８号
長野県松本市小屋北１丁目９番16号
債務者　佐藤　結美（旧姓内山）
1　決定年月日時　平成25年12月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月24日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２５年（フ）第４２８号
岐阜市茜部菱野４丁目117番地　フレスト茜部602号室
債務者　市橋　貴治
1　決定年月日時　平成25年12月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月24日まで
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第４２９号
岐阜市茜部菱野４丁目117番地　フレスト茜部602号室
債務者　市橋みゆき（旧姓萩元）
1　決定年月日時　平成25年12月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月24日まで
岐阜地方裁判所